

○福岡県警察職員の自己啓発等休業の運用について（通達）

令和2年12月24日

福岡県警察本部内訓第40号

本部長

この度、福岡県警察職員の自己啓発等休業の運用についてを下記のとおり制定し、令和3年1月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、この内訓の施行前に作成した別に定めるところによる様式に基づく用紙で現に使用しているものは、それぞれこの内訓の相当規定により作成した様式とみなす。

記

1 趣旨

この内訓は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年福岡県条例第67号。以下「条例」という。）及び福岡県職員の自己啓発等休業に関する規則（平成20年福岡県人事委員会規則第8号）に定めがあるもののほか、福岡県警察の職員（以下「職員」という。）の自己啓発等休業の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 自己啓発等休業制度の目的

自己啓発等休業の制度は、大学等課程（条例第4条に掲げる教育施設の課程をいう。以下同じ。）の履修又は国際貢献活動（国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）のうち、条例第5条に掲げるものをいう。以下同じ。）への参加を希望する職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認めることにより、公務員としての能力・資質の向上及び公務意識の醸成並びに国際協力の促進に資することを目的とする。

3 対象職員

自己啓発等休業の対象となる職員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 自己啓発等休業を開始しようとする日の属する年度の前年度末において、職員として2年以上勤務した者であること。
- (2) 勤務成績が優秀で心身ともに健全であること。
- (3) 自己啓発等休業の申請の時点において、職務に復帰した後、おおむね5年程度在職することが見込まれ、かつ、継続して勤務する意思があること。
- (4) 自己啓発等休業を開始しようとする日以前の5年間に於いて、次に掲げる場合を除き、同一事由による自己啓発等休業の適用を受けていないこと。

ア 大学院の修士課程修了後に博士課程を履修する場合

イ 前回の自己啓発等休業の承認が、疾病等のやむを得ない理由により条例第8条第2号の規定に基づき取り消された職員が、再度同じ大学等課程を履修しようとする場合

4 自己啓発等休業の承認（条例第2条関係）

(1) 警察本部長（以下「本部長」という。）は、職員が自己啓発等休業の承認を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

(2) 公務の運営の支障の有無の判断に当たっては、自己啓発等休業の承認を申請した職員の業務の内容及び業務量を考慮した上で、業務分担の変更、職員の配置換え、会計年度任用職員等の任用その他当該業務を処理するための措置を総合的に勘案するものとする。

5 自己啓発等休業の期間（条例第3条関係）

(1) 自己啓発等休業の期間は、3年以内の連続する一の期間とする。

(2) 自己啓発等休業の対象となる期間は、次に掲げる自己啓発等休業の事由に応じ、それぞれに定める期間とする。ただし、自己啓発等休業に必要な最小限の準備期間として、大学等課程の履修又は職務復帰のために転居する期間を自己啓発等休業の期間に加えても差し支えない。

ア 大学等課程の履修 大学等の課程において履修しようとする期間

イ 国際貢献活動 独立行政法人国際協力機構等が参加義務を課している訓練に参加する日から奉仕活動をした地域から帰国する日までの期間

6 対象となる自己啓発等（条例第4条及び第5条関係）

(1) 大学等課程の履修のための自己啓発等休業は、職務復帰後、当該自己啓発等休業をしようとする職員の公務に関する能力の向上に資することが必要であり、条例第4条各号に規定された教育施設であっても、個人の趣味に関するものなど単に本人のみの利益に資するような課程は対象にならない。

(2) 条例第5条第1号の「独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動」とは、いわゆる青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア及び日系社会シニア・ボランティア（以下「青年海外協力隊等」という。）として従事する活動をいう。

7 申請手続（条例第6条関係）

- (1) 自己啓発等休業の承認の申請をする職員は、原則として自己啓発等休業を開始しようとする日の3月前までに、自己啓発等休業承認申請書（様式第1号）に証明書類（大学等の合格証明書、青年海外協力隊等の合格通知書等をいう。以下同じ。）を添付の上、所属長を経由して本部長に提出しなければならない。この場合において、申請時に証明書類が未着の場合は、到着後速やかに提出しなければならない。
- (2) 所属長は、自己啓発等休業の承認の申請があった場合において、当該申請が3、5及び6に規定する要件を満たしており、かつ、公務の運営に支障がないと認めるときは、自己啓発等休業に関する意見書（様式第2号）に意見を付した上で、遅滞なく、警務部警務課長（人事第一係）を経由して本部長に進達しなければならない。
- (3) (1)の申請を行う職員のうち、当該申請前に自己啓発等休業に係る大学等の入学試験申込書又は青年海外協力隊等の応募書類を提出するものは、その提出前に所属長にその旨を申し出るものとし、当該申出を受けた所属長は、遅滞なく、警務部警務課長（人事第一係）に報告しなければならない。
- (4) 所属長等は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

8 自己啓発等休業の期間の延長（条例第7条関係）

- (1) 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業を開始しようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、原則として1回に限り自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。
- (2) (1)の規定による申請の手続については、7の(1)、(2)及び(4)の規定を準用する。この場合において、同(1)中「承認の」とあるのは「期間の延長の」と、「自己啓発等休業を開始しようとする日」とあるのは「当初の休業期間が満了する日」と、「証明書類（大学等の合格証明書、青年海外協力隊等の合格通知書等をいう。以下同じ。）」とあるのは「期間の延長の必要性を証明する書類」と、「証明書類が」とあるのは「期間の延長の必要性を証明する書類が」と、同(2)中「承認」とあるのは「期間の延長」と、「3、5及び6に規定する要件を満たしており」とあるのは「期間の延長についてやむを得ないと認める事情があり」と、同(4)中「承認」とあるのは「期間の延長」と読み替えるものとする。

9 承認の取消し（条例第8条関係）

本部長は、法第26条の5第5項及び条例第8条の規定により、自己啓発等休業をしている

職員が次に掲げる場合に該当すると認める場合は、当該職員の自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合（自己啓発等休業の期間の満了の前に当該自己啓発等休業をしている職員が在学している課程を修めて卒業し、又は終了した場合を含む。）
- (2) 正当な理由なく、在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席している場合又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずる場合

1 0 職務復帰

自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業の期間が満了した場合又は自己啓発等休業の承認が取り消された場合は、職務に復帰するものとする。この場合において、当該職員は、直ちに職務復帰届（様式第3号）により所属長を経由して本部長に提出しなければならない。

1 1 報告（条例第9条関係）

- (1) 自己啓発等休業をしている職員は、条例第9条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、自己啓発等休業状況変更届（様式第4号）により、遅滞なく、所属長を経由して本部長に報告しなければならない。
- (2) 所属長は、自己啓発等休業の承認の取消事由が生じた場合の事実確認のために報告を求める場合のほか、職員の活動及び生活の状況を把握するため、定期的（大学等課程の履修の場合にあっては一の学期に1回程度、国際貢献活動の場合にあっては半年に1回程度）に報告を求めるなど、十分な意思疎通を図るものとする。
- (3) 所属長は、自己啓発等休業をしている職員の円滑な職務復帰のため、所属における業務の状況その他必要と認める事項について、当該職員と十分な意思疎通を図るものとする。
- (4) 自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業の期間が満了し、又は承認が取り消されたことにより職務復帰したときは、速やかに、自己啓発等成果報告書（様式第5号）により、その成果を報告しなければならない。
- (5) 所属長等は、（1）、（2）及び（4）の規定による報告をした職員に対して、当該報告について確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

1 2 承認通知等

次に掲げる場合については、職員に対して人事異動通知書（人事異動通知要領の制定につい

て（平成29年福岡県警察本部内訓第3号）別記様式）を交付する。

- (1) 職員の自己啓発等休業を承認する場合
- (2) 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合

1.3 関係書類の保存

- (1) 警務部警務課に備え付ける簿冊名、編集する文書及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
自己啓発等休業承認申請書	自己啓発等休業承認申請書	継（5年）
	自己啓発等休業に関する意見書	
	職務復帰届	
	自己啓発等休業状況変更届	
	自己啓発等成果報告書	

- (2) 所属に備え付ける簿冊名、編集する文書及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
自己啓発等休業承認申請書（写し）	自己啓発等休業承認申請書（写し）	継（5年）
	自己啓発等休業に関する意見書（写し）	
	職務復帰届（写し）	
	自己啓発等休業状況変更届（写し）	
	自己啓発等成果報告書（写し）	

